

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和2年1月10日

石巻市長 亀山 紘

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名 排水パッケージポンプ及び発動発電機
- (2) 購入物品の数量等
 - ア. 購入物品（数量）

排水パッケージポンプ（10m ³ /min級）	5台
発動発電機	5台
 - イ. 仕様

排水パッケージポンプ（概略寸法）	
全幅	1,600mm程度
奥行	1,200mm程度
全高	1,500mm程度
総重量	920kg程度（搭載品含む）
発動発電機	3相 220V 60Hz 45kVA以上
- (3) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。
- (4) 納入期限 令和2年6月25日
- (5) 納入場所 市内一円（5箇所） ※詳細については受注後決定とする。
- (6) 支払条件 前金払及び部分払 無
- (7) 入札方法 制限付き一般競争入札（入札前資格審査型）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。
 - ア 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「物品購入」に登録され、宮城県内に本店、支店、営業所等を有する者
 - イ 承認簿の取扱品目が「建設機械・器具類」、「産業機械・器具類」、「農業機械・器具類」又は、「水産機械・器具類」である者
 - ウ 平成16年度以降に、国又は地方公共団体が発注し、特記仕様書で示した物件と同種及び同規模程度以上の納入実績がある者
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ア 一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- イ 令第167条の4第1項に規定する者
- ウ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- カ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- キ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札参加資格申請書類の提出期限（持参による。）	令和2年1月28日（火） 午後5時（持参による。）	総務部管財課契約グループ
審査結果通知の日	令和2年1月30日（木） （ファクシミリ又は電子メールにより通知）	
入札日（開札日）	令和2年2月4日（火） 午後1時30分	石巻市穀町14番1号 石巻市役所401会議室
仕様書等に対する質問の受付（様式第9号を使用）	令和2年1月10日（金）から 令和2年1月20日（月）まで	総務部管財課契約グループ （FAX送信可） 最終日は正午まで
回答書の閲覧	令和2年1月21日（火）から 令和2年2月3日（月）まで	市役所4階閲覧室 初日のみ午後1時から午後5時まで

- (注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日は、仕様書等に対する質問の受付を行うことはできない。
- 2 仕様書に対する質問の受付を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。
- 3 入札公告の開始日から仕様書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、仕様書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、以下の書類各1部を持参により提出して、資格審査を受けなければならない。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 一般競争入札参加申請書（様式第4号）
- (2) 類似物品の納入実績調書
- (3) 入札参加資格申請者の納入実績の内容が確認できる契約書・仕様書等の写し

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第7号）により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

7 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

8 入札の回数

- (1) 初度の入札において落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、入札回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせ2回を限度とする。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。
- (3) 再度の入札により落札者が決定しない場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約により契約を締結する。

9 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (3) 入札金額は、購入物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書等に記載する作業等納入に関する一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (4) 落札決定した事業者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税事業者又は免税事業者であるかを契約書作成前に届け出ること。
- (5) 契約相手方は、契約書作成前に速やかに内訳表等を提出すること。
- (6) 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。
なお、再度の入札を行うことがあるので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとする。

10 契約条項等

この物品購入契約の締結については、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石巻市条例第51号）第3条の規定により議会の議決を必要とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

11 その他

- (1) この制限付き一般競争入札参加については、石巻市建設工事競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を準用すること。
<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/nyuusatukokoroel90425.pdf>
- (2) 落札者は、この物品購入契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 実際に生じた本市の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。
また、本規定は上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。
- (4) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課契約グループに照会のこと。
(電話:0225-23-6611、23-6612 FAX:0225-22-4995)